

令和7(2025)年度
(第2次) ものづくり産業生産性
向上支援補助金

事業計画募集案内

栃木県産業労働観光部工業振興課

栃木県では、県内中小企業者等及び中堅企業者が行う、米国関税措置や物価高騰等による影響に対応するための効率的な生産方法の導入や生産技術の高度化、生産に必要な原材料供給の効率化等に資する生産設備導入等に要する経費の一部を補助する「ものづくり産業生産性向上支援補助金」事業の第2次を実施します。

つきましては、令和7(2025)年度の事業計画について次のとおり募集します。

なお、応募された事業計画は厳正な書類審査を行い、その結果、採択された事業計画が補助金の交付対象となります。

1 募集期間

令和7(2025)年12月12日(金)～12月25日(木)※17:00必着

2 募集する事業計画

補助対象事業	県内ものづくり中小企業者等が行う、米国関税措置等の影響に対応するための効率的な生産方法の導入や生産技術の高度化、生産に必要な原材料供給の効率化等に資する生産設備導入等の取組	
補助対象者	県内中小企業者等及び中堅企業者(ただし、みなし大企業は除く)	
	経費区分	内 容
	1 調査等に要する経費	米国関税措置等による影響に対応するための効率的な生産、生産技術の高度化等を行うに当たって、外部への調査、分析、指導を必要とする場合に要する経費
	2 設計に要する経費	機械装置の製作・設置の設計及び製造ラインの再設計等に要する経費
補助対象経費	3 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据え付け、借用又は修繕に要する経費	(1)「機械装置費」とは、次のものをいう。 ア 本事業に必要な機械装置(測定、分析、解析、評価等を行う機械装置を含む)又は自社により機械装置を製作する場合の部品の購入に要する経費。 イ 本事業に必要な機械装置の試作、改良、据付け、修繕の外注に要する経費。 ウ 本事業に必要な機械装置の借用に要する経費。なお、借用とは、いわゆるリース・レンタルをいい、交付決定後に契約したことが確認できるもので、補助事業期間中に要する経費(契約期間が補助事業期間を超える場合は、案分等の方式により算出する。)のみとする。 (2)「工具器具費」とは、次のものをいう。 ア 本事業に必要な機械装置等の製作をするための工具器具の購入に要する経費。 イ 工具器具の試作、改良、据付け、修繕に要する経費。 ウ 工具器具の借用に要する経費。((1)ウを準用する。)
	4 工事に要する経費	機械の製作・設置及び製造ラインの改修に付帯する電気工事、レイアウト変更等に要する経費 ※定着性を有しない等軽微なものに限る。 なお、機械設備の設置場所の整備工事や基礎工事を伴う建物等の建設費は補助対象外とする。 ※補助事業期間内で完了するものに限る。

補助対象 経 費	経費区分	内 容		
	5 システムの導入に要する経費	本事業により設置した設備等を、効率的に運用するためのシステムの導入等に要する経費		
	6 1から5までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	上記に掲げる経費以外で、製品の測定、分析、解析、試験、プログラム作成の委託等に要する経費		
補助金額	1,000万円以内	補助率	1/2以内(中堅企業者は1/3以内)	補助期間 原則令和7(2025)年度内

3 事業日程（予定）

令和7(2025)年12月12日(金)～12月25日(木)	募集
令和8(2026)年 1月上旬	申請書の内容確認、事業可能性評価委員会への評価依頼
1月中旬	事業可能性評価委員会開催、採択
1月下旬	説明会、交付申請、交付決定
2月末	事業終了、実績報告
3月	完了検査、補助金支払い <u>※補助金の支払は、事業終了後になります。</u>

4 留意事項

- 1企業1申請までとさせていただきます。
- 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。
- 他の補助事業に申請中の事業計画であっても本補助事業に申請することは可能ですが、一方の補助事業が採択となった場合には、どちらか一方の補助事業について申請を取り下げていただくことになります。(同一事業の補助対象経費を他の補助金と重複して補助対象とすることはできません。)
- パートナーシップ構築宣言をポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)において公表している事業者は、事業計画書の審査で加点となります(応募締切日前日時点)。
- 補助対象となる物件については、使用目的等の制限があります。
- 採択時には、企業名、代表者名、所在地、事業名は公表となります。
- 補助金の採択に当たっては、予算の都合等により減額となる場合があります。
- 補助事業終了後、成果活用状況報告書等により、5年間事業の実施結果等を報告していただきます。

5 提出書類

- (1) ものづくり産業生産性向上支援事業計画書(実施要領様式第1)
- (2) 補助事業計画書(交付要領様式第2)
- (3) 補助事業内容説明書(交付要領様式第3)
- (4) 調査等委託計画書(交付要領様式第4)(他から調査等を受ける場合)
- (5) 直近の決算書(2期分)

(6) 見積書等

※取得価格が50万円以上の機械等のみ提出してください。

6 書類提出先・問い合わせ先

- 応募にあたっては工業振興課との事前相談が必要となりますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- 所定の提出書類を作成の上、工業振興課までデータをメールにて送付(12月25日(木)17:00必着)してください。提出書類は控えを1部保管してください。
- 計画書の記載方法やその他ご不明の点は、工業振興課までお問い合わせください。

栃木県産業労働観光部工業振興課

ものづくり企業支援室

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20

TEL:028(623)3249

mail: 3-3kyotsu@pref.tochigi.lg.jp

上記(1)～(4)の様式については、下記のホームページからダウンロードして作成してください。また、記載例もダウンロードできますので、記載例に従って記載してください。

○県ホームページ URL

https://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/r7_monodukuri_seisannsei02.html